

教第28号議案

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年9月5日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

産前産後休暇・育児休業を取得する教員等の代替として配置する任期付教員について、任用の根拠を整理するに伴い、規則に定める選考の改正を行う。

「神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の 採用及び昇任の選考に関する規則」の改正内容について

1. 改正の趣旨

現在、育児休業代替任期付教員を「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項」に基づいて任用しているが、同法により任用期間が代替対象教員の育児休業期間に限定されるため、復帰が早まった場合などの身分保障が不安定である。(産前産後休暇代替任期付教員は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項」に基づいて任用している。)

1年未満の育児休業の取得も年々増加する中、より柔軟に代替教員の配置を行う必要があることから、任用の根拠を整理し、任期付教員の処遇改善と配置基準の緩和を行う。

2. 具体的な改正内容

任用根拠を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項」に統一し、職種名を任期付教員と改める。

これに伴い、規則に定めのある選考のうち、「神戸市立学校園産前産後休暇・育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験」を「神戸市立学校園任期付教員採用候補者選考試験」に改める。

なお、旧制度試験の名簿の有効期間が令和8年4月1日以後に満了する者のうち、神戸市立学校園任期付教員の職を志望し、かつ、当該職の適性を有すると教育長が判断する者を、新制度の名簿に登載することができるものとする。

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則（令和4年1月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(選考の種類) 第4条 選考の種類は次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>神戸市立学校園任期付教員採用候補者選考試験</u> (3)～(7) [略]	(選考の種類) 第4条 選考の種類は次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>神戸市立学校園産前産後休暇・育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験</u> (3)～(7) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第4条第2号の名簿の有効期間が令和8年4月1日以後に満了する場合において、当該名簿に登載された者のうち、神戸市立学校園任期付教員の職を志望し、かつ、当該職の適性を有すると教育長が判断する者を、改正後の第4条第2号の名簿に登載することができる。